

四運鉄安第 1 1 5 号
令和 2 年 1 月 3 1 日

管内鉄軌道事業者 代表取締役社長 殿
管内索道事業者 代表取締役社長 殿

四国運輸局 鉄道部長

新型コロナウイルスの感染予防対策について（要請）

標記について、国土交通省鉄道局総務課長から、令和 2 年 1 月 3 1 日付け国鉄総第 3 4 8 号をもって、別添のとおり、通達「新型コロナウイルスの感染予防対策について（要請）」があったので了知されたい。

新型コロナウイルスの感染拡大の予防を図るため、貴社従業員に対して、下記の事項を徹底するよう、周知をお願いいたします。

記

1. 従業員に対して、内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ等により政府から提供される情報を参考に、マスクの着用や手洗いなどの感染症予防対策を実施すること
2. 従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに四国運輸局鉄道部に対し報告を行うこと。

（参考）

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

（新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について）

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

四国運輸局鉄道部長 殿

鉄道局総務課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスの感染予防対策について (要請)

標記については、「新型コロナウイルスに関連した感染症対策の予防・まん延防止について」(令和2年1月29日付け事務連絡)において、所管の鉄軌道事業者に対して、感染症対策に努めるよう周知徹底を依頼しているところです。

昨日、新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している状況に鑑み、内閣に新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されるとともに、国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、別添のとおり大臣指示が発出されました。

つきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図るため、所管の鉄軌道事業者に対し、下記の事項を要請していただくようお願いいたします。

記

1. 従業員に対して、内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ等により政府から提供される情報を参考に、マスクの着用や手洗いなどの感染症予防対策を実施すること
2. 従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに各運輸局鉄道部に対し報告を行うこと。

(参考)

- 内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ
(新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について)
http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年1月30日

大臣指示

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している現下の状況、及び、我が国において、ヒトからヒトへの感染が認められた状況に鑑み、感染拡大の防止に全力を尽くすため、関係省庁と連携し、以下の事項に取り組むことを指示する。

1. 海外の邦人の安全を確保するため政府が行う退避措置に対し、特に以下の点について最大限の対応を行うこと。
 - ① 帰国のためのチャーター機の確保
 - ② 帰国された方々の検査に伴う宿泊先の確保
 - ③ 帰国された方々の移動手段の確保
2. 検疫当局と密接に連携し、水際対策をなお一層徹底すること。
3. 感染予防対策の周知、体調不良時における医療機関受診の勧奨など、訪日外国人旅行者の健康確保を一層徹底すること。
4. 関係事業者における感染予防対策を要請すること。
5. 観光面を中心に、経済的な影響について、その動向の把握を行うこと。